

長崎県キャリア形成プログラム

第 1 目的

このプログラムは、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 23 第 2 項第 1 号の規定及びキャリア形成プログラム運用指針（平成 30 年 7 月 25 日付け医政発 0725 第 17 号）に基づく計画であり、医師の確保を特に図るべき区域等における医師の確保に資するとともに、一定期間当該地域に派遣され、将来にわたって本県で活躍する医師の能力の開発及び向上を図ることを目的に定める。

第 2 キャリア形成プログラムの内容

1 適用対象者

キャリア形成プログラムの適用対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 長崎県医学修学資金等貸与条例（昭和 47 年長崎県条例第 15 号。以下「条例」という。）に基づき貸与を受けた医師（以下、「県貸与医師」という。）
- (2) 自治医科大学医学部修学資金貸与規程（昭和 47 年 4 月 1 日制定。以下、「規程」という。）に基づき貸与を受けた医師（以下、「自治卒業医師」という。）
- (3) その他キャリア形成プログラムの適用を希望する医師（以下、「適用希望医師」という。）

2 対象期間

- (1) 県貸与医師は、条例第 6 条に定める返還債務の当然免除要件を満たすまでの期間。
- (2) 自治卒業医師は、規程第 7 条に定める返還債務の当然免除要件を満たすまでの期間。
- (3) 適用希望医師は、県貸与医師の取扱いに準じた期間。

※(1)及び(2)の期間については、以下「必要勤務期間」という。

3 勤務パターン

原則として、必要勤務期間は、初期臨床研修 2 年、専門研修 3 年（うち基幹施設での研修は原則 4 年次以降の 1 年間）、定着勤務 4 年の計 9 年間となる。

なお、必要勤務期間のうち 1/2 以上（当該期間が 1 年に満たない時には 1 年とする。）は知事が定める離島やへき地等の医師の確保を特に図るべき医療機関等（以下「医師確保推進重点医療機関」という。）で勤務。

<標準的な必要勤務期間の勤務パターン>

※他パターンは別紙１、別紙２に記載。

勤務年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9
勤務形態	初期臨床研修		専門研修			定着勤務			

- ・ 専門研修の研修期間が３年間である場合を例示。
- ・ 人事配置の都合上、３年目から専門研修を開始できない場合もある。
- ・ 専門研修期間のうち、原則１年間、基幹施設での研修が可能（４年次以降）。
- ・ 令和６年度以降に初期臨床研修を終える適用対象者は、原則、専門研修期間のうち１年間は、離島やへき地等の医療機関で「地域医療」に専念し、多様な診療の場に対応することとする（この場合、個々の適用対象者が登録する専門研修プログラム等に配慮した配置は実施できず、専門研修の中断が必要となる可能性が十分にある。）。ただし、産婦人科、小児科、救急科を選択する場合はこれによらない。
- ・ 総合診療科を選択する場合は、「地域医療」に従事しながら専門研修を継続することができる。

4 対象医療機関等

- (1) 初期臨床研修は、知事が指定する医療機関で実施する。（別表１に記載）
- (2) 臨床研修終了後の必要勤務期間は、原則として知事が指定する医療機関等に勤務する。（別表２に記載）

5 希望する診療科の選択及び取得可能な専門医資格

キャリア形成プログラム適用対象者は、初期臨床研修２年時に、原則、内科、外科、小児科、産婦人科、整形外科、救急科、総合診療科の７領域のうち、希望する診療科の意向を書面で県に提出する。

また、キャリア形成プログラムの適用対象者は、原則、必要勤務期間中に、プログラム制又はカリキュラム制による専門医資格を取得できるものとし、取得希望者は、上記７領域から希望する専門研修プログラムの意向を書面で県に提出する。

個々のキャリア形成プログラム適用対象者の専門領域、専門研修の開始時期、研修施設及び期間については、本人の意向を尊重するとともに研修受入医療機関の研修体制の状況等も踏まえ決定する。

6 必要勤務期間の一時中断

- (1) 県貸与医師については、条例第6条及び第7条の規定に基づき、必要勤務期間の一時中断を認めることとし、中断事由は以下のとおりとする。

一時中断の期間は、必要勤務期間には含まれない。ただし、「①育児」に関しては、3ヵ月まで必要勤務期間に算入する。

- ①育児
- ②大学院での課程の履修
- ③外国の大学、大学院での課程の履修
- ④その他知事が必要と認めるもの

- (2) 自治卒業医師については、規程に基づき、必要勤務期間の一時中断を認める。
- (3) 適用希望医師については、県貸与医師の取扱いに準じる。
- (4) 必要勤務期間の一時中断の間は、中断事由が継続していることを定期的な面談等により確認する。

7 キャリアコーディネーターの配置

キャリア形成プログラム適用対象者のキャリア形成等を円滑に推進するため、派遣先等について、キャリア形成プログラムの適用対象者と大学など関係機関等との調整を行うとともに、キャリア形成プログラムの適用対象者の支援等を行う人材（以下、「キャリアコーディネーター」という。）を配置し、ながさき地域医療人材支援センター医師をもって充てる。

8 キャリア形成プログラムの充実等

県は、キャリア形成プログラムの更なる充実に向けて、キャリア形成プログラムの適用対象者の意見を参考に、研修環境の整備や勤務負担の軽減に努めるものとし、キャリア形成プログラムの適用対象者の必要勤務期間中、定期的に意見聴取を行う。

第3 キャリア形成プログラムの手続き

1 キャリア形成プログラム適用の同意

キャリア形成プログラム適用対象者は、キャリア形成プログラムの適用について「長崎県キャリア形成プログラム適用同意書」（様式1）を知事に提出するものとする。

2 キャリア形成プログラムの適用終了

第2の2の対象期間の終了をもってキャリア形成プログラムを終了したものとする。なお、適用対象者の死亡又はその他やむを得ない事由によりキャリア形成プログラムの適用を継続することが困難と認められる場合は、キャリア形成プログラムを終了したものとして取扱う。

第4 その他

第3の2により対象期間の終了した医師は、必要に応じてキャリアコーディネーターやその他県内医療関係者等からの助言等も参考にしつつ、自らの希望や専門性等を踏まえた進路に進むことができる。

(別紙 1)

<1 年次から貸与の場合：必要勤務期間 9 年間>

勤務年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9
勤務形態	初期臨床研修		専門研修			定着勤務			

<2 年次から貸与の場合：必要勤務期間 7.5 年間>

勤務年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9
勤務形態	初期臨床研修		専門研修			定着勤務			

<3 年次から貸与の場合：必要勤務期間 6 年間>

勤務年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9
勤務形態	初期臨床研修		専門研修			定着勤務			

<4 年次から貸与の場合：必要勤務期間 5 年間>

勤務年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9
勤務形態	初期臨床研修		定着勤務						

<5 年次から貸与の場合：必要勤務期間 4 年間>

勤務年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9
勤務形態	初期臨床研修		定着勤務						

<6 年次から貸与の場合：必要勤務期間 3 年間>

勤務年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9
勤務形態	初期臨床研修		定着勤務						

- ・必要勤務期間の 1/2 以上（当該期間が 1 年に満たない時は 1 年とする）は医師確保推進重点医療機関で勤務。
- ・専門教育科目課程（4 年生以上）から貸与を受けた者については、条例第 6 条の規定に基づき、初期臨床研修の期間は必要勤務期間には含まれない。
- ・人事配置の都合上、3 年目から専門研修を開始できない場合もある
- ・専門研修期間（3 年間）のうち、基幹施設での研修は 4 年次以降の原則 1 年間。
- ・令和 6 年度以降に初期臨床研修を終える適用対象者は、原則、専門研修期間のうち 1 年間は、離島やへき地等の医療機関で「地域医療」に専念し、多様な診療の場に対応することとする（この場合、個々の適用対象者が登録する専門研修プログラム等に配慮した配置は実施できず、専門研修の中断が必要となる可能性が十分にある。）。ただし、産婦人科、小児科、救急科を選択する場合はこれによらない。
- ・総合診療科を選択する場合は、「地域医療」に従事しながら専門研修を継続することができる。

(別紙 2)

<産婦人科の場合> ※必要勤務期間 9 年の場合の標準的な例

勤務年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9
勤務形態	初期臨床研修		専門研修			定着勤務		<u>基幹病院</u>	定着勤務
			<u>基幹施設</u>	定着勤務	<u>基幹病院</u>				

<小児科、救急科の場合> ※必要勤務期間 9 年の場合の標準的な例

勤務年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9
勤務形態	初期臨床研修		専門研修			<u>基幹病院</u>		定着勤務	
			<u>基幹施設</u>	定着勤務					

(別表 1)

初期臨床研修で 研修可能な病院	長崎医療センター 島原病院 五島中央病院 上五島病院 対馬病院 長崎大学病院
--------------------	---

(別表 2)

必要勤務期間に 勤務可能な病院等	本土地区	精神医療センター <u>島原病院</u> 長崎県庁 西彼保健所 県央保健所 県南保健所 県北保健所 <u>こども医療福祉センター</u> <u>佐世保市総合医療センター</u> (産婦人科、救急集中治療科) <u>平戸市民病院</u>
	離島地区	<u>五島中央病院</u> <u>五島中央病院附属診療所奈留医療センター</u> <u>富江病院</u> <u>上五島病院</u> <u>上五島病院附属診療所有川医療センター</u> <u>上五島病院附属診療所奈良尾医療センター</u> <u>対馬病院</u> <u>上対馬病院</u> <u>壱岐病院</u> <u>五島保健所</u> <u>上五島保健所</u> <u>壱岐保健所</u> <u>対馬保健所</u>

(注) 専門研修期間中に、原則 1 年間、長崎大学病院や長崎医療センター等での
基幹施設研修が可能。下線は「医師確保推進重点医療機関」

(様式 1)

年 月 日

長崎県知事 様

長崎県キャリア形成プログラム適用同意書

氏 名 印

大学名

私は、長崎県キャリア形成プログラム（長崎県が策定した医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 23 第 2 項第 1 号の規定及びキャリア形成プログラム運用指針（平成 30 年 7 月 25 日付け医政発 0725 第 17 号）に基づく計画）に同意し、当該プログラムに定められた医療機関等における業務に従事します。

※ 氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。